

平成 2 5 年 度

産 業 観 光 部  
農 業 委 員 会  
定 期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

産業観光部・農業委員会に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成25年11月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

農業委員会		平成26年1月22日	午前9時から
産業観光部	農林振興課	平成26年1月22日	午前10時30分から
〃	農林土木課	平成26年1月22日	午後1時30分から
〃	観光商工課	平成26年1月22日	午後3時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計の下記項目について、産業観光部・農業委員会から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「平成24年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

### 【農業委員会】

①遊休地及び耕作放棄地の雑草繁茂による苦情件数とその対処方法について

②市内全農地面積に対する、耕作放棄地の割合及びその活用方策について

### 【農林振興課】

①担い手対策事業に伴う、事業推進体制の整備状況及び成果について

②財産区の後継者問題の現況及び今後の対応について

### 【農林土木課】

①農業基盤整備事業に伴う、各地区からの要望件数と施工実績の割合及び今後の農業基盤整備計画について

②春日居地区笛吹畑かん受益者負担金に係る滞納対策に対する、春日居支所との連携体制について

### 【観光商工課】

①閑散期である、冬の集客対策の課題とその対応策について

②観光宣伝事業に伴う、費用対効果について

③商工関係団体補助費（企業立地推進助成金事業・東北太平洋沖地震対策

資金利子補給事業)における基準日現在までの補助状況について

- 5-①「委託契約(一般委託)(予定)調書」
- 5-②「委託契約(工事関連委託)(予定)調書」
- 6「負担金補助及び交付金支出(予定)状況調書」
- 7「工事請負実施関連(予定)調書」
- 8「公有財産購入に関する調書」
- 9「歳入状況調書」
- 10「歳出状況調書」
- 11「滞納状況調書」
- 13「賃貸借に関する調書」
- 14「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」
- 16「郵便切手受払状況」  
交際費支出状況調書

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成25年11月30日現在における産業観光部・農業委員会から提出された一般会計・黒駒山、大積寺、稲山、牛ヶ額、大口山、崩山、名所山、春日山、兜山外五山の各恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

### (2) 事務・事業の執行状況

産業観光部・農業委員会に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

## 7 指摘・要望事項

農林振興課	事務事業	①土地の賃貸借において、契約期間が自動更新となっているものについて、固定資産税額の変動にもその都度対応できるよう、契約期間条項の見直しについて検討すること。
		②担い手対策事業に係る各種支援金、補助金、給付金について、支出後の就農者の現状把握も十分行う中で、今後も適切な事業推進に努められたい。

農林土木課	事務事業	①笛吹川沿岸畑地かんがい事業加入者分担金については、春日居支所とも連携して、滞納対策の体制整備を行うとともに、滞納縮減策については早急に検討を進めること。
		②工事の変更については、あらかじめ現場の状況、近隣工事現場の状況等を把握し、設計段階で施工において想定される調査を十分行う中で、極力変更のないように事業を推進されたい。
観光商工課	事務事業	①補助金及び交付金については、申請書、実績報告書等を十分精査し、使い切りによる事業執行がないように、規則に則った適正な補助金支出に努められたい。
		②観光宣伝事業については、費用対効果を勘案する中で、笛吹市の認知度がさらに高められるよう、有効な事業推進に努められたい。

## 8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成24年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【農業委員会】

#### 《指摘要望事項①》

耕作放棄地の所有者へ「農地の適正な管理についての通知」を出しても、何の措置も講じない悪質な者については、法的な措置も検討し、農地の適正な管理対策に努めること。

#### 《対応措置の内容》

農地の適正な管理についての通知を出しても指導に従わない者については、電話による口頭指導、更には訪問による指導を行い、農地の適正な管理に努めた。法的措置については検討している状況である。

### 【農林振興課】

#### 《指摘要望事項①》

補助金及び交付金については、申請書、実績報告書等を十分審査して、規則に則った適正な補助金を支出すること。また、成果の見受けられないものについては、減額、廃止等の方向で検討すること。

#### 《対応措置の内容》

補助金及び交付金は、次の区分により支出をしております。

- ①各種団体補助
- ②個人（新規就農者奨励）に対する補助
- ③農業従事者（個人、法人）を支援、育成する補助

②③については、申請書、実施報告書等を充分審査して、規則に沿った適正な補助金を支出しております。

特に③については補助金交付の目的と効果を年度ごとに確認し、必要な見直しを行っております。

①については、合併前から引き続き支出しているものがほとんどであります。平成25年度については、前年度比で一律10%をカットして支出しました。また、組織維持のためではなく事業実施のための活動をしている団体に対して補助を行っております。

### 【観光商工課】

#### 《指摘要望事項①》

市の制度融資等で利子補給を受けている利用者に対しては、毎年、税・料金等の未納の有無について、市役所内の組織的な横の連携で確認を必ず行った上で、適切な利子補給に努めること。

#### 《対応措置の内容》

平成 24 年度中に笛吹市商工振興災害対策資金貸付条例施行規則の中に市税を完納している者を付け加え、平成 25 年度より滞納がある者には利子補給しないこととなります。収税課と横の連携を密にし、滞納状況を確認しながら適切な利子補給に努めてまいります。

平成 25 年度指定管理者監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

### 【観光商工課】

＜笛吹市石和温泉駅前観光案内所＞

#### 《指摘要望事項①》

指定管理者の施設管理状況等については、市担当課として独自に、利用者への聞き取り調査（アンケート）や意見箱（市独自のもの）を直接設置し、利用者意見の反映に努めるとともに、市の施設として施設サービス及び利用者の満足度が向上されるよう、担当課として指定管理者を管理指導する方策を検討する要あり。

#### 《対応措置の内容》

石和温泉駅前案内所については、毎月利用人数・イベント・苦情内容などをまとめた報告書を提出させております。

また、駅員及び駅前のタクシー会社からも観光客の情報をいただきながら、サービスの向上に努めるよう指導しております。

アンケートについては、イベント開催時に駅前案内所についての項目を入れ利用者の意見を反映できるように努めております。

意見箱については、現在の事務所が狭く設置場所がない状況であります。

平成 27 年 3 月の石和温泉駅前案内所建て替えに伴い、意見箱の設置について検討してまいります。

#### 《指摘要望事項②》

事務用品等の支払いが口座振込になっており、振込手数料が年間で約 1 万 2 千円かかっている、支払いについては業者に取りに来らせる等の方法により、経費の節減に努めること。

#### 《対応措置の内容》

請求の支払いは現在口座振込みで行っています。

会計管理の透明性を確保するために支払い情報を銀行の通帳に残しております。

あつてはならないことですが、会計の不正処理と金銭の盗難を防ぐためにも手元に現金を置かず口座振込みで支払いをしたいと考えます。

振込手数料を減額するために各業者ごとに請求書をある程度まとめ、口座振替の回数を減らす対応をしております。

## 9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

### 【農業委員会】

#### 《指定事項①》

遊休地及び耕作放棄地の雑草繁茂による苦情件数とその対処方法について

#### 《現状及び今後の方針》

苦情件数 35 件 うち 18 件が対応済。

今後もこれらの苦情には、引き続き農業委員会より農地の適正管理の指導を行っていくとと

もに、農業委員によるパトロール活動を強化し初期の段階での指導に努めていく。

《指定事項②》

市内全農地面積に対する、耕作放棄地の割合及びその活用方策について

《現状及び今後の方針》

農地面積 4,115ha に対し耕作放棄地面積は 145ha で、その割合は 3.5%であり、耕作放棄地の解消は非常に困難であるが、農林振興課と連携しながら農業委員によるあっせん等により、担い手への農地の利用集積を進めていく。

【農林振興課】

《指定事項①》

担い手対策事業に伴う、事業推進体制の整備状況及び成果について

《現状及び今後の方針》

①新規就農農業後継者支援金

【新規に就農する農業後継者に対して、月額 30,000 円の支援金を交付】

○平成 24 年度認定数 36 名：10,680,000 円

○平成 25 年度（監査基準日現在）認定数 33 名：5,580,000 円

②新規就農者支援事業補助金

【I ターンで新規に就農する者に対して 1,000,000 円。U ターン等で新規に就農する者に対して 500,000 円を交付・平成 24 年度より実施】

○平成 24 年度認定数 5 名：3,000,000 円（I ターン 1 名、U ターン等 4 名）

○平成 25 年度（監査基準日現在）認定数 8 名：4,500,000 円（I ターン 1 名、U ターン等 7 名）

③青年就農給付金

【地域農業マスタープランに位置づけられている 45 歳未満の独立・自営就農者に 1,500,000 円（夫婦の場合 2,250,000 円）を交付・平成 24 年度より実施】

○平成 24 年度対象者数 18 名（内夫婦 1 組）

○平成 25 年度対象予定 8 名（内夫婦 2 組）を追加予定

④ワンストップ窓口

○JA ふえふき営農支援センター、笛吹市地域農業再生協議会、笛吹市援農支援センターの事務所をひとつに集約した。主に農業技術の講習会や就農相談、認定農業者の掘り起こし、農地の貸借関係などを行っている。

《指定事項②》

財産区の後継者問題の現況及び今後の対応について

《現状及び今後の方針》

後継者の問題であるが、農業におけるものとは異なると考えられる。

財産区の抱える問題は近年言われている山林の荒廃であり、今後いかにして整備保全を行っていくかである。

そのような中で、市としても引き続き財産区と協力しながら森林整備等を推し進め出来る限りのバックアップを行っていききたい。

【農林土木課】

《指定事項①》

農業基盤整備事業に伴う、各地区からの要望件数と施工実績の割合及び今後の農業基盤整備計画について

《現状及び今後の方針》

地区名	要望箇所数	施工済み箇所	進捗率 (%)
石和地区	4 箇所	1 箇所	25.0%
春日居地区	7 箇所	4 箇所	57.1%
一宮地区	72 箇所	11 箇所	15.3%

御坂地区	4 2箇所	5箇所	1 1.9%
八代地区	2 0箇所	1箇所	5.0%
境川地区	2 7箇所	1 7箇所	6 3.0%
芦川地区	4箇所	3箇所	7 5.0%
合 計	1 7 6箇所	4 2箇所	平均 2 3.9%

農業基盤整備計画

事業名	地区名	計画年度	事業費(千円)	概要
県営畑地帯 総合整備事業	御坂大野寺地区	H11～H27	1,303,000	樹園地内農道・水路等の改修及び、圃場整備を行う事業。 負担率 25%
	一宮北部地区	H14～H27	2,666,000	
	春日居第一地区	H17～H25	920,000	
	笛吹川左岸地区	H20～H27	1,781,000	
	黒駒西地区	H23～H28	2,126,000	
	藤袋地区	H24～H29	1,332,000	
中山間地域 総合整備事業	八代地区	H16～H26	1,308,000	中山間地域の樹園地内農道・水路等の改修及び、圃場整備を行う事業 負担率 15%
	黒駒東地区	H26～H31	1,460,000	
県営基幹農道 整備事業	農免農道 東八中央東地区	H15～H26	3,044,300	高規格農道整備中山間地域の樹園地内農道・水路等の改修及び圃場整備を行う事業 負担率 1/6
	農免農道 釈迦堂地区	H11～H28	2,302,600	

《指定事項②》

春日居地区笛吹畑かん受益者負担金に係る滞納対策に対する、春日居支所との連携体制について

《現状及び今後の方針》

現在、春日居支所で催告書の通知及び土地改良区の役員さんと戸別訪問を実施して未収金の徴収を行っています。笛吹川沿岸土地改良区、農林土木課と連携して未収金の徴収対応を行う。

【観光商工課】

《指定事項①》

閑散期である、冬の集客対策の課題とその対応策について

《現状及び今後の方針》

宿泊客が一番少ない1月中旬から3月までの課題としましては、笛吹市の一番の売りである桃・ぶどうがなく、イチゴ狩りも4か所のみであります。

ハウス桃の花見を行っていますが、3週間で5,000人から6,000人の集客であります。

また、ワイナリーを宣伝し集客を行っておりますが、山梨のワイン＝勝沼のイメージが強く笛吹市への観光客増加の決め手とはなっておりません。

この時期に笛吹市に観光に来たくなるような素材が不足しているのが現状であります。

誘客対策としましては、

①今年11月からやまなし観光推進機構が主体で行っているワインタクシーを3月末（1月で運行終了予定）まで運行を要望中です。土日運行、乗車率65%、25日間運行で約500名

②2月に旅館組合と協力し毎晩冬花火を打ち上げ、宿泊客増加につなげてまいります。また、花火打ち上げ期間中笛吹川の河川敷の桜をイルミネーションで飾りつけ、花火での集客効果を高めます。

③ハウス桃の花見をより効果的に宣伝し、集客を図ります。

④インターネットの宿泊サイトと連携し、2月3月に「平日も山梨に行きます！」というキ

キャンペーンを行います。

平日1泊朝食付きの宿泊プランを設定し、平日に休暇の会社員をターゲットに夕食を付けないことで首都圏からのお客様が仕事が終わってから笛吹市内の宿泊施設に来て泊まっていたり、翌日観光をしてもらうというプランであります。

夕食なしにしますと、ホテル・旅館も安い値段で宿泊の設定ができ、また早い時間に笛吹市に到着したお客様では市内飲食店でのご飯も見込むことができます。

2月3月の平日は、ホテル・旅館も空き部屋が非常に多くなっており、この稼働率を上げるための手段であります。

## 《指定事項②》

観光宣伝事業に伴う、費用対効果について  
《現状及び今後の方針》

観光宣伝事業の費用対効果について、何を費用対効果の指標とするかが重要な問題となります。

単純に観光客数では、春と夏のお祭り期間中の笛吹市観光客数は、春 356,000 人、夏 536,000 人です。1年間の観光客数は 2,177,000 人、宿泊客数は 1,080,000 人となっており、県内では富士河口湖周辺に次ぐ2番目の宿泊客数となっております。(山梨県観光客統計調査)

平成23年度と24年度を比較すると24%の増加となっております。

新聞・雑誌の広告宣伝については、新聞は100万部以上の発行数に広告を掲出し、特産品のプレゼントを行い笛吹市のイメージを宣伝してまいりました。(応募者数 8,600 人)

雑誌につきましては、旅行雑誌に記事広告を中心に宣伝を行い笛吹市への観光客の誘客を図っております。

インターネットを利用した広告は、春・夏まつり期間中以外の時期に大手宿泊サイトと連携し笛吹市への宿泊者を増やす広告を行っております。(昨年比 20%増)

ちなみに観光庁の経済波及効果測定モデルで春まつりと夏祭りの経済波及効果を測定しますと、1,161 億円の経済波及効果があるとの結果が出ております。(笛吹市のみではなく、日本全体への波及効果)

また、本年度実施した観光市場調査(首都圏の男女 500 人)の結果では、笛吹市への旅行経験がある方は 40%となっており、富士山・富士五湖エリアの 76%、甲府昇仙峡エリアの 55%、八ヶ岳エリア・山梨市甲州市エリアの 50%を下回っており、さらに笛吹市を知らない人は 29%であり県内主要観光地の中で最下位となっております。

この結果から笛吹市の観光宣伝の方法にはより工夫が必要であると考えております。

富士山・富士五湖エリアでは、日帰り客が 50%を超えておりますので、このお客様を笛吹市へ宿泊するような宣伝を行い笛吹市内での消費額を増やすような宣伝を行ってまいります。

観光宣伝については、広く一般に宣伝する新聞・テレビ・ラジオを使った広告、旅行者に動機づけを行う旅行雑誌記事広告、インターネットのホームページを使った情報発信、インターネット宿泊予約サイトと連携した宿泊客を増加させる宣伝を行っており、宣伝の効果が分かり易いものはインターネット宿泊サイトと連携した宣伝で宿泊者数・消費額が前年比何%増加したという結果が報告され、広告費と消費額で費用対効果を測ることができます。

ただし、首都圏における笛吹市の知名度・認識度は、前出のとおり山梨県内でも非常に低く、関東近県以外では全く認知されていないものと推察できます。

一人でも多くの方に笛吹市を露出し認知されることも必要であります。

広く一般に対する広告と旅行者に対する笛吹市に観光したいと思わせる広告とのバランスをとりながら、笛吹市を全国に知ってもらうような観光宣伝活動を行ってまいります。

## 《指定事項③》

商工関係団体補助費(企業立地推進助成金事業・東北太平洋沖地震対策資金利子補給事業)における基準日現在までの補助状況について

《現状及び今後の方針》

企業立地推進助成金事業については、2社が該当し、株式会社米福に平成25年7月24日に1,916,200円、株式会社フローレンに平成25年7月29日に611,000円奨励金を支出していません。

東北太平洋沖地震対策資金利子補給事業については、現在、笛吹市商工会が取りまとめており、申請があり次第適切に処理します。